

徳島県情報公開審査会答申第235号

第1 審査会の結論

審査請求のあった公文書公開請求に対する徳島県知事の公文書部分公開決定について次のとおり判断する。

- (1) 令和3年4月1日付の業務報告書、同年3月17日請願書提出時の記録及び同月16日付け請願書の添付書類のうち、氏名等の特定の個人を識別することができる情報を非公開とした決定は、妥当である。
- (2) 令和3年4月1日付の業務報告書の別紙の一部を非公開とした決定は、妥当である。
- (3) 令和3年3月16日付けの請願書の添付書類のうち(1)以外の部分について非公開とした決定は、取り消すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和3年4月2日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「徳島駅タクシー乗場のことに関する文書」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年4月13日、実施機関は、本件請求に対して「徳島駅タクシー乗場のことに関する文書」のうち①個人名及び②法人情報が条例第8条第1号及び第3号に規定する非公開情報に該当するとして、当該情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年5月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年6月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「別紙【要望内容】」とあるページの下部分黒塗りのところの解除

2 審査請求の理由

審査請求人が3月16日付け請願書を3月17日に実施機関の次世代交通課に持参したことへの報告文書である。そもそもそれを受け取った部署の一般的業務報告をもって、特定の個人が識別されたり、率直な意見の交換若しくは、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは考えられない。

3 実施機関の弁明への反論

(1) 実施機関の主張

実施機関は、「業務報告 別紙 下部」のところが、第4の2(2)で「任意団体代表と協議を行ったものであり」と明言した上で、「外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがある」としている。

(2) 反論

この任意団体とは「〇〇〇〇」であり、実施機関と〇〇〇〇（以下「〇〇」という。）〇〇が「協議を行った」ことについては、既に〇〇と〇〇〇との団体交渉でも〇〇〇〇自身の発言で明らかにされている。

ア 実施機関と〇〇という公的な立場間の協議である。その協議内容が情報公開されることで「外部からの圧力や干渉を受ける」とは、どういうことを想定しているのか。全く根拠がない主張と言わざるを得ない。「外部からの」とは具体的には何で、「圧力、干渉」とは具体的に何を示すのか釈明を求める。

イ 労組側との協議内容は業務報告として作成され、県庁内で共有されている。また、相手方である使用者側はもちろん、第三者も含めて情報が公開され、閲覧することができる。

しかし、県と使用者側の協議内容は「率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる」ので非公開としている。

「県と労組側」との協議は、公表されてもよいが、「県と使用者側」との協議は公開されると「率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる」ということである。

これは、国民一般としても、法の下での平等が損なわれている。

また、全体の奉仕者としての立場が求められる県庁にあって、今回の処分は中立性が不当に損なわれており、結果として「労使対等の原則」が破壊されていると言わざるを得ない。公開を求める。

ウ 実施機関は、第4の2(2)で「団体内での議論、意思決定に関する情報が含まれており、当該情報を公開することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」と言っている。

しかし、その団体である〇〇からは〇〇〇〇に解散総会をもって、解散する旨の通知があった。弁明書が出された同年6月2日時点で既に解散している。解散し、消滅したとする団体の代表と、今後とも県として協議する立場であれば釈明を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書の特定について

実施機関担当者が審査請求人に対し聞き取りを行い、該当する公文書は、請願書提出に係るものであることが確認できたことから、本件公文書を特定した。

2 非公開情報該当性について

(1) 条例第8条第1号の該当性について

任意団体役員の氏名について、これらの情報は、個人に関する情報であって、当該情報を公開することにより、個人の特定や、個人の権利利益を害することにつながるおそれがあるため、条例第8条第1号に該当すると判断した。

(2) 条例第8条第3号の該当性について

請願書記載事項に関し、任意団体代表と協議を行ったものであり、団体内での議論、意思決定に関する情報が含まれており、当該情報を公開することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第8条第3号に該当すると判断した。

3 審査請求人の主張について

請願書を受領した部署の一般的業務報告であっても、団体名、職及び氏名を公開することにより個人の識別は可能である。また、協議内容を公開することにより外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

4 以上により、条例第8条第1号及び第3号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和3年6月30日	諮問
令和4年7月7日	審議（第195回審査会）
同 年 9 月 1 日	実施機関からの口頭理由説明, 審議（第197回審査会）
同 年10月24日	審議（第199回審査会）
同 年11月17日	審議（第200回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る対象公文書について

実施機関が当審査会に諮問した際に提出した書類によると、本件請求に対して実施機関が部分公開した公文書は、次に掲げる公文書（以下これらを「本件対象公文書」という。）である。

- ・令和3年4月1日付の業務報告書（以下「①業務報告書」という。）
- ・①業務報告書の別紙（以下「②別紙」という。）
- ・令和3年3月17日請願書提出時の記録（以下「③提出時記録」という。）
- ・令和3年3月16日付けの請願書（以下「④請願書」という。）
- ・④請願書の添付書類（以下「⑤請願書添付書類」という。）

実施機関によると、本件請求において公開を求めている公文書の内容について審査請求人に聞き取りを行い、審査請求人が令和3年3月17日に実施機関の次世代交通課に提出した請願書に係るものと確認したことから、本件対象公文書を特定したとのことである。

本件対象公文書の内容を見分したところ、④請願書が実施機関に提出された令和3年3月17日から本件請求のあった同年4月2日までの経過が記録されたものであることから、本件請求に対する公文書として、本件対象公文書と特定したことに不合理な点はない。

2 非公開情報の該当性

実施機関は、本件処分において条例第8条第1号及び第3号に規定する非公開情報に該当する部分を非公開としている。しかしながら、本件処分の通知書の記載からは、非公開とされた部分のいずれが条例第8条第1号及び第3号に規定する非公開情報に該当するかについては明らかにされていない。

審査請求人は、本件処分に対して第3の1のとおり本件対象公文書のうち②別紙の非公開部分の公開を求めている。

当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、①業務報告書、③提出時記録及び⑤請願書添付書類の「雇い止め予告通知書」においては特定の個人の氏名、職名及び年齢が記載された部分が、②別紙においては実施機関と任意団体との間の協議内容が記載された部分が、⑤請願書添付書類の一部（雇い止め予告通知書を除く。）においては新聞記事をコピーした部分が非公開とされていた。

(1) 条例第8条第1号の該当性について

条例第8条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを非公開情報として定めている。

本件対象公文書では①業務報告書、③提出時記録及び⑤請願書添付書類の雇い止め予告通知書において特定の個人の氏名、職名及び年齢（以下「非公開情報1」という。）が記載されていることから、実施機関は、非公開情報1を条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当するものとしていると解される。

非公開情報1は、氏名及び本件対象公文書中のその他の記載から特定の個人を識別することができる情報と認められることから条例第8条第1号の非公開情報に該当すると認められる。

(2) 条例第8条第3号の該当性について

条例第8条第3号は、実施機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを非公開情報として定めている。

実施機関は、本件処分において、②別紙のうち実施機関と任意団体との間の協議内容が記載された部分（以下「非公開情報2」という。）及び⑤請願書添付書類のうち新聞記事をコピーした部分（以下「非公開情報3」という。）を条例第8条第3号に規定する非公開情報に該当するとしているものと解される。

ア 実施機関は、②別紙の非公開情報2を公にすると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると説明しているため、これについて検討する。

②別紙は、実施機関が提出を受けた④請願書への対応を検討するため関係各所に事実確認等をした結果を取りまとめたものと認められる。よって、非公開情報2は条例第8条第3号に規定する実施機関の内部における検討に関する情報に該当すると認められる。

次に、②別紙を作成する契機となった④請願書は、審査請求人が〇〇を務める労働組合（以下「本件労働組合」という。）から実施機関に対して提出されたものであり、請願の内容は〇〇に雇用されていた者が解雇されたこと（以下「解雇問題」という。）について救済措置等を求めているものと認められる。また、第3の3の反論書の記載内容からは、本件労働組合と〇〇との間で解雇問題について団体交渉等が行われ、争っていることが伺われる。

実施機関は、〇〇及び解雇問題に対して、指導・監督をする法的な権限はないとしながら、請願書への対応のため「県関係部局、〇〇らにヒアリング」を行ったものであり、また、「県関係部局、〇〇ら」は実施機関の要請に任意に応じていたものと推察される。

非公開情報2を見分したところ、非公開情報2に記載されている情報は実施機関と任意団体との協議の内容であると認められ、任意団体内での議論、意思決定に関する情報が含まれているとの実施機関の説明に相違ないと認められる。

解雇問題に関して当事者間で争いになっているところ、任意団体が実施機関に任意に話した内容が実施機関の公文書公開制度により公にされることは、任意団体に不測の不利益を生じさせるおそれや解雇問題の当事者の利益又は不利益となるおそれがあることは否定できない。また、非公開情報2が既に公にされている等の事情も見受けられないことから、非公開情報2を公にしても支障がないとの特段の事情は見受けられない。

よって、非公開情報2は、条例第8条第3号に規定する非公開情報に該当すると認められる。

イ 非公開情報3は、新聞記事のコピーであり、実施機関の内部又は実施機関と他の機関との間における検討、協議等に関する情報には該当しないので、条例第8条第3号に規定する非公開情報に該当するとは認められない。

また、非公開情報3は、新聞記事という著作物であるので、これを公にすると当該新聞記事を発行した法人の著作権を侵害するおそれがあるため、条例第8条第2号に該当する。しかし、この点については、著作権法（昭和45年法律第48号）第42条の2により「情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合」には、「条例で定める方法により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる」と規定されており、非公開情報3を公にすることにより当該法人の権利を不当に害するおそれもないと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が弁明書で言っている任意団体とは〇〇のことであると主張し、解雇問題に関して本件労働組合と実施機関との協議内容は公開されるが、実施機関と〇〇との協議内容については非公開とされていることは不平等であると主張している。

(1) 最初に、本件労働組合と実施機関の協議内容が公開されていることについて検討する。

本件請求は、本件労働組合から実施機関に対して提出された請願書に関連した公文書の公開を求めるものである。審査請求人は、本件労働組合の〇〇であることから、④請願書の内容、提出時の経緯、提出後の実施機関の対応についても当然に了知していると考えられることから、本件請求は、本人が自己の情報に関して公開請求を行った場合と同様の状況にあると解される。

実施機関は、上記のように捉えて、本件対象公文書を公開しても審査請求人又は本件労働組合の権利利益を害することはないと判断したと推察される。

しかしながら、条例による公文書公開制度は、請求者の属性を問うことなく、また請求目的のいかんを問わずに請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際しても、これらの個別的事情を考慮することなく判断しなければならないとされている制度である。したがって、本人が自己の情報に関して公開請求を行った場合においても、非公開情報該当性の判断は、本人以外の者から請求があった場合と同様の取扱いをすべきものである。

本件対象公文書の公開・非公開の判断に当たっては、④請願書を提出した本件労働組合にとって、公にされることにより本件労働組合の権利利益を不当に害さないか検討する必要がある。本件労働組合と同一視できる審査請求人がその内容を了知しているという事実は関係ない。

実施機関に対しては、県民、事業者等から様々な意見、要望、請願等が寄せられている。しかし、誰がどのような請願、要望等を実施機関に対してしているかという情報は、通常は公にされているものではなく、請願等をする県民、事業者等も自らの請願等の内容が公にされると認識した上で請願等をしていないと考えられる。

本件対象公文書を見分すると、本件労働組合は解雇問題についてビラまき等の活動により対外的に公表している事実が伺われるが、本件労働組合が実施機関に対して請願をした事実及び請願の内容についてまで公にされていると断定することはできず、当該情報は、本件労働組合にとって条例第8条第2号に規定する非公開情報

に該当すると考えられる。

しかしながら、実施機関は、本件処分において当該情報を明らかにしてしまっており、改めて本件処分を取り消して当該情報を非公開とする決定をする意味はない。よって、本件処分の当該情報を公開した部分については、結論において妥当といわざるを得ない。

- (2) 次に、実施機関と〇〇との協議内容を非公開としていることは不平等であると主張していることについて検討する。

審査請求人は、実施機関が第4の2(2)で言っている任意団体とは〇〇のことであると主張し、非公開情報2には〇〇との協議内容が記載されていると思料しているものと推察される。

一方、実施機関は、任意団体がどのような団体であるかについて本件処分の通知書、部分公開された公文書及び弁明書では明らかにしていない。また、②別紙では「〇〇に確認」した事項が記載されており、本件処分において公開されている。

以上のことを踏まえると、仮に非公開情報2が〇〇との協議内容であるとしても、2(2)アと同じ理由で非公開情報に該当すると言えることから、審査請求人の主張は採用することができない。

4 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件処分のうち、非公開情報1及び非公開情報2を非公開とした部分は妥当であるが、非公開情報3は条例第8条第3号に規定する非公開情報には該当せず公開すべきであると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	令和4年11月16日まで

大森千夏委員は、徳島県情報公開審査会審議要領第14条第1項の規定により会長の許可を得て本件事案の調査審議を回避した。